

みそらホームケア 居宅介護事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社ジー・テック（以下「事業者」という。）が開設する、みそらホームケア（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく指定居宅介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 サービスの提供にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

4 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 事業の実施にあたっては、前4項のほか、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 みそらホームケア

（2）所在地 横浜市瀬谷区三ツ境 43 番地 5

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1 名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1 名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業員に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明する。

(3) 従業員 3名以上

従業員は、居宅介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(4) 事務職員 1 名以上

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

①営業日：月曜日から金曜日までとし、8月13日から8月15日・12月30日から1月3日、祝日は休業とする。

②営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

2、事業所のサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

①サービス提供日：月曜日から金曜日サービス提供する。祝日はサービス提供する。

②サービス提供時間：午前8時から午後8時までとする。

③前2項のほか、時間外・休日のサービス提供は相談に応じます。

また、電話等による連絡は24時間可能とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所の主たる対象者は、以下のとおりとする。

(1) 指定居宅介護：指定なし

(事業の内容)

第7条 この事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画の作成

(2) 身体介護に関する内

① 食事の介護

② 排せつの介護

③ 入浴の介護

④ 通院等介助（身体介護を伴う場合）

⑤ その他日常生活を営むために必要な身体の介護

(3) 家事援助等に関する内容

- ① 調理
- ② 洗濯
- ③ 掃除
- ④ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）
- ⑤ その他日常生活を営むために必要な家事の援助

(5) 生活等に関する相談及び助言

(6) その他の生活全般にわたる援助

（支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から受領する費用の額等）

第8条 事業者は、指定居宅介護を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から厚生労働大臣が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費は、徴収致しません。

4 キャンセル料に関して

下記の場合、一訪問につき 1000 円のキャンセル料を徴収いたします。

- ①サービス開始3時間前までに連絡なくキャンセルになった場合
- ②ヘルパーが到着し、何らかの理由によりサービスの中止を伝えられた場合
- ③ヘルパーが到着し、不在であった場合 ※15分待機して帰社します。
- ④病状の急変等、緊急やむを得ない場合は徴収いたしません。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

横浜市瀬谷区・旭区

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、速やかに主治医への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情への対応等）

第11条 事業所は、提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容等を記録する。

- 3 提供した指定居宅介護に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定居宅介護に関し、法の定めるところにより、都道府県知事等が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。
- （2）成年後見制度の利用を支援すること。
- （3）事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）利用者に対する虐待の防止のための対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（感染症対策に関する事項）

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の

業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 従業者の資質向上のため研修（第12条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3か月以内

（2）継続研修 年1回

- 2 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、職員、設備・備品に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 5 事業所は、会計に関する記録（指定居宅介護の提供に係る介護給付費の請求に関するものに限る）及び利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護の提供を完結した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。